

大仙市週休2日制工事に関する運用

大仙市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(3)の「作業」には、現場事務所等での当該週休2日制工事に係る事務作業を含む。
- 2 要綱第2条(6)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 施工計画書で定めた夏期休暇及び年未年始休暇の期間
 - ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 発注者は、受注者に対し、別紙2を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。
- 2 要綱第3条第2項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
 - ① 休日作業日と同一の1週間で確保することを原則とする
 - ② 降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日確保した場合においても準完全週休2日と認める
 - ③ ①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める
- 3 要綱第3条第2項の「別に定める期間」とは、要綱第2条関係（定義）2①から④までの期間とする。

要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等）

- 1 次の工事については、当面の間、対象外とする。
 - ① 災害に伴う応急工事や緊急復旧工事等、緊急性が高い工事
 - ② 現場条件等により工程上の制約がある工事
- 2 発注時において、週休2日制工事の指定がない工事であっても、受注者から施工計画書の提出前に週休2日の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて週休2日制の実施を指示した工事については、対象工事として扱うことができるものとする。

3 その他の取り扱いは、以下のとおりとする。

① 特記仕様書及び現場説明書に別紙1のとおり記載するものとする

4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると発注担当課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（工事費の積算）

1 要綱第6条第1項の「別に定める積算方法」とは、原則として「秋田県週休2日制工事に関する運用（建設部運用、営繕課運用、農業農村整備運用、森林整備運用）」に準じて行うものとする。

2 水道工事における積算については、「水道事業実務必携 水道施設整備費に係る歩掛表」に準じて行うものとする。

3 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取扱いについては、契約検査課と協議すること。

要綱第7条関係（その他）

1 余裕を持った工期設定を行うこと。

2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

3 各種参考様式（別紙2）については、監督員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1

特記仕様書 ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 第〇節 週休2日制工事の 対象	週休2日制工事の実施については、「大仙市週休2日制工事 実施要綱」及び「大仙市週休2日制工事に関する運用」に 基づいて実施するものとする。
---	---

現場説明書（条件明示） ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 3 その他条件 (週休2日制工事)	その他の条件は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場 管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として経費 の補正を行っています。・ 工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の 達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直し ます。4週6休に満たない場合には、補正なしとする減 額変更を行います。
---	--